

令和6年度 事業計画書(案)

1. 事業の概要

事業の名称	岡田・鶴巻地区地域交通試験運行I事業	
運営主体	名称	岡田・鶴巻地区地域交通検討会
	所在地	仙台市宮城野区
	代表者	会長 遠藤 幸男
	説明	岡田・鶴巻地区交通検討会は、地域の9町内会が中心となって、地域主体の乗合タクシー事業の運営のために設立した団体である。 岡田・鶴巻地区内の町内会長や関係団体等から選出された委員が定期的に集まり、試験運行に向けた検討を行っている。
運行事業者	名称	2525 タクシー株式会社
	所在地	仙台市宮城野区仙台港北2丁目1-2
	代表者	代表取締役 小高 明
事業の概要	運行形態	乗合タクシー（区域運行型）
	運行開始	令和6年10月2日（令和7年3月31日まで）
	事業許可	道路運送法 第21条
	使用車両	普通乗用車（ジャンボタクシー 定員10名） 1台（常用車） 普通乗用車（ジャンボタクシー 定員10名） 1台（予備車） 小型乗用車（セダン 定員5名） 2台（予備車）
	運行区域	【別紙1】参照
	運行回数	平日3日（月・水・金） 7回/日 ※祝日、12月29日～1月3日及び予約がない場合は運休。
	運行時刻	【別紙2】参照
	利用人数	994人（見込み）
	運賃設定	・現金 : 500円（一般運賃） 100円（高齢者70歳以上及び障害者等） ・回数券 : 5,000円（11枚綴り）（一般） 1,000円（10枚綴り）（高齢者70歳以上及び障害者等） ※仙台市民以外は70歳以上・障害者等の方においても一般運賃とする。 ※回数券の利用期限は令和7年3月31日までとする。
	収支計画	【別紙3】参照
運行する地域の概要	仙台市宮城野区岡田・鶴巻地区（一部地域を除く） 約4,700世帯、人口約9,800人（令和6年4月時点）	

<p>主な利用目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岡田・鶴巻地区の商業施設、病院、郵便局等の利用 ・ 陸前高砂駅周辺への買物、通院等 ・ 地域コミュニティの維持
<p>これまでの経緯等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年4月 岡田・鶴巻地区地域交通検討会設立
<p>地域における協議・検討の状況</p>	<p>令和5年4月以降、岡田・鶴巻地区にあった交通の検討を進め、令和6年6月20日開催の検討会において、令和6年度の事業計画(案)を決定した。</p>
<p>事前確認事項</p>	<p>令和6年7月22日 交通管理者（宮城県警察本部交通規制課） 支障なし 令和6年7月17日 道路管理者（宮城野区道路課） 支障なし 令和6年7月16日 宮城県タクシー協会 支障なし 令和6年7月18日 国土交通省東北運輸局宮城運輸支局 支障なし 令和6年7月19日 仙台市交通局 支障なし 令和6年7月19日 宮城交通株式会社 情報提供</p>